

議会運営委員会記録

1 日 時 令和2年9月15日（火曜日）
開 会 午前11時38分
閉 会 午後 0時22分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 佐 藤 則 寿

委 員 岡 部 享

// 押 田 大 祐

// 江 西 照 康

// 高 田 真 里

// 成 田 光 雄

// 松 尾 茂

// 高 田 重 信

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	上 野 蛭
//	木 下 章 広
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり
//	村 上 和 久
//	高 見 隆 夫
//	五 本 幸 正

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	浦野 弘司
事務局次長	福原 武
庶務課長	大野 満
議事調査課長	野嶽 誠司
議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課調査係長	本田 宏之
議事調査課主事	北山 栞

7 会議の概要

委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に押田委員、柞山委員を指名いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

まず、協議事項1番目の、会派から提出された意見書（案）・決議（案）についてであります。

今定例会において会派から提出されました意見書（案）・決議（案）については、お手元の資料のとおり、意見書（案）4件であります。

これらにつきましては、前回の議会運営委員会でお示しした意見書提出要請の3件と合わせて、18日（金曜日）の議会運営委員会において御協議いただくこととなります。それまでに、各会派において御検討いただきたいと思っております。

次に、協議事項2番目の、会派の定義についてであります。

このことについては、平成31年2月の議会改革検討調査会にて提起がなされ、その後の各派代表者会議において、本委員会で協議を行うこととされたものであります。

まず、お手元に配付しております資料について、事務局より説明させます。

議事調査課長　〔資料「会派の定義について」により説明〕

委員長　ただいまの説明について、何か質問等はありませんか。

柞山委員　今説明いただいた資料は初めて見させていただきましたが、地方自治法で定めているのは2項目、第100条第14項と同条第15項に政務活動費に関連した事項が記載されております。

全国では相対的に、会派は1人からでも認めているということでもあります。政務活動費のことはそれぞれの議会で決めておりますけれども、そういう政務活動費の条項あるいは要綱に関連して1人でも会派としているのか、つまり関連性があるのかないのかということは何か調査をされましたか。

委員長　事務局で何か調査をされましたか。

庶務課長

特に調査というものは行っていないところなのですが、政務活動費における会派という意味と議会運営上における会派の意味の違いを御説明させていただきたいと思います。

「政務調査費ハンドブック」という本に書いてあることですが、「議会運営上における会派とは、政策を同じくする議員の集団をいう」一先ほど議事調査課長から申し上げたとおりでございます。これに対して、「政務調査費における会派は、交付対象としての集団をいい、理論上性質を異にする」ものということですので、議会運営上における会派と政務活動費における会派は、基本的には少し意味が違うということでございます。

それと、政務活動費の対象としての法的な位置づけなのですが、皆さんも御存じのとおり、政務活動費と現在呼んでいるものについては、平成24年に地方自治法の改正がありまして「政務活動費」となりましたが、それ以前は「政務調査費」と言っておりました。

政務調査費が地方自治法で最初に位置づけられたのは平成12年でございます。それ以前は、法的な位置づけとして、地方自治法の補助金の交付を根拠にして交付されていたところではありますが、その時点での政務調査費の交付は会派に対して支給するということが前

提になっていたものでございます。

しかし、会派がないという議会も全国の中にはございました。そうすると、会派制を採用していない議会では政務調査費の交付はできないのかということで、理論上少しおかしくなるものですから、平成12年の地方自治法の改正で会派または議員に対して交付するという規定が法整備の中で設けられたところでございます。

これは、あくまでも会派制を採用していない議会で、議員に対して交付することができるという趣旨です。

その辺りを踏まえまして、政務調査費が誰に対して交付されるのかといったときには、3つのタイプがあるとされております。1つ目は会派、2つ目は議員、3つ目は会派及び議員という形です。

この3つからどれかを選択して交付するものではなく、あくまでもそういう選択制という形の規定は、法律の解釈を超えるというふうにこの本の中には書いてあります。

本市におきましては、会派制を採用しており、3つのタイプの中では、会派への支給、もしくは会派及び議員への支給のいずれかということになってまいります。

そうすると、例えば1人の議員個人に対して

交付するという事は、この考え方に基づく
と本市議会においては採用できないというこ
とになってまいります。

今回のこの会派の議論の中では、あくまでも
議会運営上の会派というところで一旦整理を
していただければよろしいのではないかと。
政務活動費については趣が少し違うというこ
とで御理解いただきたいと思います。

柞山委員 少し調査してもらえるようにお願いできませ
んか。

委員長 以前にも議論があったと思いますが、今ほど
の質問にもあったようにまだ精査しなくては
いけない、あるいは検討しなければいけない
事項がございますので、事務局としてそれな
りの調査を行っていただきたいと思います。
よろしく願いいたします。
今の説明も分かりやすいようにもう一度提示
していただければと一法律などが出てくると
分からなくなってしまうので、その辺をよろ
しく願いしたいと思います。
ほかに質問はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

この件については、後日改めて協議を行いたいと考えておりますが、この場で何か御意見等はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。それでは、本日配付しました資料も参考にさせていただきながら、次回、9月18日（金曜日）に開催します本委員会において、具体的な協議を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議事調査課長 先ほど柝山委員が申されました調査につきましては、18日だとちょっと間に合わないと思いますが……。

委員長 間に合わないですか。

議事調査課長 言われたのは、政務活動費と1人会派の関連性をどう捉えているかということの考え方ですか。

（「事例だ」と発言する者あり）

柞山委員

簡単に言うと、政務活動費の要綱の条項でそういうことを記載してあるからどうしても1人でも会派となっているのか、あるいはそうではなくて、政務活動費の規定はあっても、議会運営上の会派は2人以上となっている場合も考えられるので、そういう傾向があるのかどうかということです。

本市議会の政務活動費は会派支給となっています。しかし、通常であれば一社会通念上、会派は2人以上だけれども、1人でも会派になれると解釈して、1人でも会派名を名乗って、表札を上げているわけですが、そういうことになっていくのか。

今の説明では、議会運営上の会派と政務活動費における会派とは全く別だと言われますが、この議会としてはそういう意味合いはないとしても、関連性は十分あるなというふうに捉えています。そういう意味で、全国の事案はどういう傾向にあるのか、どうしてそうなっているのかということが分かればいいなと思って調査をお願いしているわけです。

議事調査課長

恐らく今の事項ですと、電話での聞き取りをいろいろしながらでないに対応できないかと思えます。

例えば中核市はどこも議会中ということがあ

って、18日までですとなかなか、サンプルといいたいでしょうか、数が揃わないかなという部分があります。

柞山委員 18日に間に合わなくても調査してもらえますか。

委員長 今ほどのやり取りにありましたが、18日までに事務局の調査が間に合わない場合もあるということにして、でき次第報告していただくということによろしいですか。なるべく早くお願いします。

それともう1点、中核市の話をしておりますけれども、一番近くにあります富山県議会などはどういう対応なのか。1つの事例としてそれも挙げていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日配付しました資料も参考にしながら、次回、9月18日（金曜日）に開催します本委員会において、具体的な協議を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（発言する者あり）

委員長 ですから、18日に決定するということでは

なく……

（「意見交換していくということ」と発言する者あり）

委員長

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。ここで、私のほうから3点御報告いたします。まず1点目は、先ほどの本会議において議題となった、令和2年分陳情第20号についてであります。

この陳情について、前回の本委員会にて陳情文書表を配付したところではありますが、委員会終了後、陳情人より内容等についての訂正届が提出され、議長において訂正が許可されました。

このことを受けて、委員と会派代表者の皆さんには、訂正についての案内を事前に配付したところであります。

また、本日、議場にて配付されました陳情文書表については、この訂正が反映されたものとなっておりますので、御承知おき願います。次に、2点目は、前回の本委員会において、議長からその取扱いについて意見を求められておりました、令和2年分陳情第15号「広報誌に関する陳情」についてであります。

前回の委員会終了後、当委員会としての意見

を議長に報告した結果、この陳情については今定例会において審議を行わないとの議長判断となりましたので、併せて御承知おき願います。

次に、3点目は、委員会のインターネット中継に関する資料についてであります。

このことについては、さきの本委員会において江西委員より申出があったものであります。それを受けて、事務局からは、11日に棚入れにより資料を配付したとの報告がありましたが、本日、改めて資料を配付しております。それでは、まず、この資料について、事務局より説明させます。

議事調査課長 〔資料「委員会のインターネット中継について」により説明〕

委員長 今ほど事務局から説明がありました。例えば4番に本市のアクセス件数が書いてありますけれども、1日約380件のうち庁舎内が約270件と。ですから、その他市民の方の視聴が約110件ということで認識していただいでよいかと思います。

ただいま説明のありました資料につきましては、継続審査となっております、委員会のネット中継に関する請願の審査の参考とするも

のですが、審査そのものは次回の本委員会において行いたいと思いますので、本日は、資料についての質問のみを受け付けることといたします。

それでは、何か質問等はありませんか。

江西委員

概算の費用について見積りしていただいたわけですが、私もほかの市議会などを見に行くと放送設備のある部屋というか、部屋ごとに設備が違ったりすることもあるのですが、この富山市議会は全て同じ、がらんどうの部屋であります。

このマイクや放送設備を設置するところというのは、どこか特定の部屋をそのように改造するという認識でよろしいでしょうか。それとも、そうではなく、こういったところに置くような簡易式のものを何か想定しているのでしょうか。

議事調査課長

具体的には、委員会室を使いまして、マイクにつきましても独自のものを置いていくと。実際に集音マイクというものも業者に聞いてみたのですが、やはり「がさがさ」といったようないろいろな音を拾ったり、放送事故ということもあり得るので、個別に発言者一議員さんなどにマイクを用意して、こういった

部屋を使って対応をしていくと。

江西委員 今の委員会で想像すると、当局と議会側に分かれます。それぞれせめて1本ずつのマイクがあるのかもしれませんが、手を挙げた人にマイクを常に渡していくような方式ということでしょうか。

議事調査課長 マイクについてはそれぞれ置いてありまして、スイッチを自分で押すということです。

江西委員 継続して、カメラについてです。マイクについては、その方式であれば移動できるというのは分かるのですが、問題となるのは、カメラはどこかの部屋に固定しておくという認識でしょうか。

議事調査課長 カメラは固定で、定点式で考えております。

江西委員 それと、委員長からも話があったのですが、令和元年度のアクセス件数の実績が書いてありますが、平成30年に、現状のアクセス数を考えて先送りしたということがあるわけです。
比較したいものですから、そのときのアクセス数と令和元年度のアクセス数の実績で、そ

れぞれ対比できるような数字はありますでしょうか。

議事調査課長 当時の資料に基づいて数を言わせていただきますが、月別の1日当たりの平均アクセス数ということで当時は御用意させていただいております。

このときのアクセス数については、平均で28.7件、多い月で74.6件、少ない月で5.3件ということです。

江西委員 そうしましたら、比較の対象がずれるのかもしれないませんが、1日の件数が28.7件から18件になったというイメージでしょうか。

議事調査課長 その当時の時期的なものについては、中継が始まった頃、平成29年3月から平成30年6月までの件数ということで、延べ期間としては長期間での件数の比較でございます。先ほど江西委員が言われたとおり、1日当たりの比較ということでは28.7件から18件になったということよろしいかと思えます。

江西委員 分かりました、ありがとうございます。結構です。

押田委員 コストの話を知りたいのですけれども、マイクの本数は何本をお考えですか。

議事調査課長 15本にプラスで、なるべく使えるものを使いたいと考えておりました、実は現在、既存のワイヤレスマイク等が3本あります。その3本を入れて、合計18本を使うような形で考えております。

押田委員 15本プラス3本となってきましたと、いわゆるソースが18本あることになってくるのですけれども、ミキサーなどを使わないといけなくなってくると思います。その技術的なものは、この配信設定や配信料に入っているのでしょうか。

議事調査課長 全て使えるような形での見積りを取っています。具体的には、全てが見積りの中に入っている形となっています。

押田委員 ということは、この配信料の中に技術者が含まれていると考えていいですか。

議事調査課長 技術者は呼ばないのですが、機械の設定で対応できるということは聞いております。

押田委員 そうなってきますと、今度は、議会事務局の職員の負担というものの考え方を教えてください。

議事調査課長 現在のところ、先ほど申したとおり、カメラについては固定式ですので設定などは不要であると考えております。マイクについても同様に、スイッチの入・切を発言者にさせていただくことを考えております。
結論から申しますと、本会議においてはマイクとカメラを操作する担当者がありますが、委員会中継の今の見積りの中では、操作のための職員をつけることは特に考えていないものとなっております。

押田委員 変な話ですけれども、スイッチを入れ忘れたまま発言されて、インターネット中継の視聴者に聞こえないということになる可能性もありますか。

議事調査課長 それについては、放送事故としてはあり得るのですが、ランプがつくので、発言の際にはボタンを押した上でランプも含めて確認していただきたいと。
結論から申しますと、放送事故もあり得るということでございます。

柞山委員 この資料のことを説明いただいたわけですが、1 委員会室だけの整備の予算を計上してあります。

以前、議会改革検討調査会でこの件を審議したときは、4つの常任委員会があるので全てを整備しなくては行けないと、相当費用がかかるということで、その時はこういった結論となっております。

以前は常任委員会が2つずつ開催されておりましたが、今は1日1委員会の開催です。このように変更となったのはいつからであったか確認したいと思います。

議事調査課長 昨年度からでございます。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

次回の議会運営委員会は、9月18日（金曜日）建設委員会終了後に開き、先ほど申し上げましたとおり、継続審査となっている、委員会のネット中継に関する請願の審査や、今定例会において新たに付託されました請願・陳情の審査等を行いますので、よろしく願いいたします。

最後に私のほうから一言申し上げたいと思います。

本定例会の一般質問は本日で終了いたしました。質問をされる方の中で、質問時間終了後に発言される方はいないのですけれども、通告を見たときに、30分や45分の質問時間でできるのかと思う量の質問事項を上げている方がおられます。事実、最後には尻切れとんぼになることもございました。

答弁をつくっている当局や事務局の手間を考えますと、選択した質問時間に合わせたような質問時間にさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

成田委員 議題以外で言いたいことがあります。

委員長 その他ですね。どうぞ。

成田委員 請願と陳情の取扱いですけれども、請願は紹介議員が要るということで、紹介議員がいないときは陳情となります。内容によって、各委員会へ付託されて、採択、一部採択、不採択と決し、本会議で採決されますけれども、流れは両方同じなのです。

請願は紹介議員をつけた上で審議していくものですから、当然重たいものだと思います。それが、請願と陳情は流れが一緒だということで、これは過去から議論はあったと思うの

ですけれども、この議会運営委員会で検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

岡部委員

今の請願と陳情についてではなくて、先ほどの委員長のお話の関連です。質問項目が非常に多いという話がありましたが、そのこともさることながら、通告では項目を細部まで書きなさいということを議会運営委員会で決めましたのです。

しかし、何名かは「何々について」だけで、質問内容が明確になっていない部分があったので、そこは再度徹底していただきたいと思います。

委員長

私が先ほど発言したのは、質問が多いということではなく、30分・45分・60分という自分の質問持ち時間の中で、最終的に当然全て質問して答弁をもらえるような時間を割り振っていただきたいと思います。

岡部委員

それはそれでオーケーなのですが、事前にそれぞれが質問項目を提出して、かぶらないようにという配慮をしていますが、細かいところまでつかみきれない、書かれていな

い方がおられるので、そこは決められたとおりにしていただきたいということです。

委員長 要するに通告内容の書き方の問題ですね。

（「そうです」と発言する者あり）

江西委員 この場で言うのが適切かどうか分かりませんが、今の話は私のことではないかなと思うのです。

私はあれで十分だというような思いがあるのです。何について問うかを書いておりますので。

ただ、当局とのやり取りの中で、その範囲の中で口頭通告はしてあるのですけれども、その中で質問するかしないかということは進捗によって変わると言っております。

ですので、そのことも入れると、逆に聞くか聞かないか分からない質問の羅列になってしまって、大変な量になってしまおうと思います。その点については一方的にどなたかが御判断するのではなくて、議論の末検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 今ほど江西委員がおっしゃったのは、一括質

問と一問一答との違いですね。

一問一答ですと、質問に対する答弁について、また別の質問が出てきますから、違うところに波及していきますので、そんなに簡単に通告はできません。

でも、一括質問であれば、文章で質問を出しておりますので、全てかぶらないようにできるということが事実としてあります。

高田 重信委員 そうは申せ、質問通告するときにはこうしましょうということを決めたのですから、今の場合、一問一答方式で最低限どこまでが 필요한のかということは再度検討する必要が出てきたのかなという思いもありますが、事務局としてはどうでしょうか。

委員長 事務局は答えられないですよ。

高田 重信委員 ただ、決めたことは決めたことだと……。

委員長 それはそうです。かぶらないようにということはもちろんで、中身の問題です。
一問一答方式で中身まで制約してしまったら、一問一答の意味が何もなくなってしまいますから。

高田 重信委員 そうではなくて、一問一答方式でも大事なところは最低限……。

「何々について」だけというのはやめましょうということをおられるわけで、それは守りましょうということです。

江西委員 そういうことだと勝手に判断しておられますけれども、何のことを言っておられるのかわからないです。私は勝手に、一番粗いのは私だと思っておりますけれども。

私はただ、この全ては一言っただけの半分も聞いていないのです。当局にはもっと言っているのです。ただ、それを全部羅列せよと……。

こう答えるのであれば私はこう言いますよということは、全部話しています。ただ、どう答えるのか私にはわからないから、「何々について」ということで終わらざるを得ないのです。

逆に私からすると、一問一答方式をやめて一括質問一括答弁方式にしていきたいと思う方がたくさんいます。

これはあくまでも議員個人の考え方や主張などがあると思いますので、誰かが、当局が勝手に決めることではないと。そういうことはやめていただきたいです。

委員長 質問の中身に関しましては、選択した質問時間の中で議員が責任を持って質問される分には何を聞かれてもいいのですよ。

でも、先ほど高田 重信委員が言われたように、いろいろな形の中で細かく出しておいてほしいというのも、当局の思いもあると思いますから、各部局は質問される議員に聞き取りをされているのだと思いますので、よく打合せをしていただきたいと思います。

江西委員 岡部委員が言ったのは、後で質問をする人が前の人は何を質問するのか分からないから困ると。それは一理あると思うのです。しかし、そういう趣旨で当局が困るものではないです。

(発言する者あり)

委員長 いろいろな意見が出ましたけれども、質問の件に関しては今後また調査、勉強をして委員間あるいは議員の中で話していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、請願・陳情について検討してほしいとの申出がありました。皆さんはどのような御意見でしょうか。

柞山委員 「富山市議会関係例規集」52-1ページの

富山市議会請願・陳情取扱要領に、陳情についての記載があります。

最後のほうに、陳情については、請願の例により審査・処理する、手続していくということで、請願も陳情も結局は同等ということに相なっております。

おのずから、請願も陳情も趣旨が違うもので、取扱いも当然違ってよろしいかと思えます。今のままであれば、陳情であっても一請願はもともと本会議で採決も討論もいたします。しかし、それと一緒にあれば、請願と一緒にの方法で、陳情についても、本会議で審議をしなければいけないことになります。

そもそも陳情は、要望に近いもので、紹介議員も必要ないと。それでも、配布だけではなくて、委員会付託をしてきて、陳情人の思いを少しでも広範囲に、中身を深く審議することであっても、請願と同等というのは一また別の、違う意味で運用の仕方があるのだろうと。

その特性をやはり一例えば委員会で当局や委員の意見を聞くのか、採決までするのかどうかも含めて整理をすべきでないかなというふうに思います。

陳情は賛成とか反対などという趣旨ではないと思うのです。陳情の趣旨を理解してほしい

ということでこの手続を踏んできていますわけです。

もともとこの請願・陳情のことについては、いろいろと経過もあります。当時、私が総務文教委員長の際に、陳情のことで参考人招致もしましたが、やはりなかなか一陳情人によっては、性格の荒い方もおられたり、当局に対して、かなり迷惑行為があったりと、いろいろなことがありました。そこで、議長だけでは判断ができないということで、委員会付託するというような経緯もあります。

しかしながら、この例規集の文章から言うと、少し粗削りで記載してあって、あたかも日がたつと請願も陳情も一緒のような取扱いになりますので、それは本来の意味をもって整理すべきであろうというふうに思っております。成田委員が先ほど発言されましたが、総務文教委員会でいろいろと意見を聞かれて今日の発言になっておりますから、所管の委員会でもそのように意見があるということであれば、やっぱり改めて議会運営委員会でもこのことの協議・整理をする必要があるというふうに思います。

委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

 それでは、ただいまの請願・陳情の取扱いについては、本委員会において今後協議を行ってまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。

 本委員会での今後の協議事項が幾つか出ましたけれども、皆様方の御協力をお願いいたします。

 これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和 2 年 9 月 定 例 会
(令和 2 年 9 月 1 5 日)
議 会 運 営 委 員 会 記 録 署 名

委 員 長 金 厚 有 豊

署名委員 押 田 大 祐

署名委員 柞 山 数 男